

『心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会』

## 第2次日田市文化振興基本計画(第3期計画)



「深海魚」 1968年(昭和43年) 作:宇治山哲平

令和6年3月  
日田市教育委員会



## はじめに

水と緑豊かな日田市は、古くから北部九州各地を結ぶ交通の要衝として、また、江戸時代には幕府直轄地 天領として繁栄しました。その名残をとどめる町並みや歴史と伝統に育まれた文化は、今日まで大切に受け継がれています。

本市では、平成 18 年 4 月、継承されてきた文化や新たに芽吹く文化を後世に引き継ぎ、心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会を目指し、大分県下で最初となる「日田市文化振興条例」を施行しました。この条例に掲げた基本理念を基

に、平成 19 年 3 月には「日田市文化振興基本計画」、平成 29 年 3 月には「第 2 次日田市文化振興基本計画」を策定し、この度、第 2 次日田市文化振興基本計画の第 2 期計画が終了したため、第 3 期計画を策定したものです。

これまで、本市の文化は、人々の生活の中で脈々と受け継がれながら活動の輪を広げてきました。しかし、その環境は、第 2 期計画中の新型コロナウイルス感染症拡大により一変し、多くの活動が制限や自粛を余儀なくされ、同時に私たちが文化に触れる機会も奪われました。一方で、この経験は、文化がもたらす『心の豊かさ』や重要性を再認識する機会ともなりました。

本計画では、制限緩和後の社会情勢の変化や多様化するニーズに対応しながら、文化活動に以前の活力を取り戻し地域活性化につながるよう、継続した支援や交流など様々な施策に取り組んでまいります。そして、郷土への誇りや愛着を育む地域文化を市民共通の財産として、保存・継承・発展していくため、市民の皆様や関係機関と更なる連携を図ってまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました日田市民文化振興会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。



日田市教育委員会  
教育長 江嶋 久典

令和 6 年 3 月

## 第2次日田市文化振興基本計画（第3期計画）の策定によせて

国は、平成13年に文化芸術の振興に関する基本法として「文化芸術振興基本法」を制定し、その後、平成29年の法改正により現在の「文化芸術基本法」に改められました。

文化芸術を享受し、文化的な環境の中で生きる社会を創造することは、人々の願いであると言えます。文化芸術は、人々に心の躍動と喜びを与え、心豊かな社会を形成するものです。加えて文化芸術は、それぞれの国や地域固有の特色を持ち、多様性を持っています。しかし、現状をみるに、物質的な豊かさの中にありながら、心の豊かさを希求する歩みを実現できるような基盤の整備及び環境の形成は十分整っているとは言えないのではないのでしょうか。

国が制定した法律は、国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（団体を含む。）の自主的な活動を促進して、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。大分県においても文化の香り高いふるさとづくりを目指し「大分県文化振興条例」が施行され、これら法的基盤の整備を受け、日田市においても総合的な文化振興によるまちづくりのため「日田市文化振興条例」が施行され、日田市文化振興基本計画が策定されました。

様々な生活の中で創造され育まれた文化を継承し享受出来るよう、これまで日田市民文化振興会議では、市民の視点から市の基本計画に則った事業成果の検証と議論を重ねてきました。ここに第2期計画が終了し第3期計画が始まるにあたり、今後も行政と市民等が連携し『心豊かな地域社会』の実現に向け総合的な文化振興が図られるよう期待します。



日田市民文化振興会議  
委員長 大神 信證

## 目次

第2次日田市文化振興基本計画の体系	1
1. 文化の役割と計画策定の背景	3
2. 計画の概要	4
3. 基本理念	6
4. 将来像	7
5. 施策の方針	7
6. 現状と課題	9
7. 協働と連携	12
8. 成果の検証	13
9. SDGsとの関係	14
○ 施策及び事業編	16
○ 資料編	23

# 第2次日田市文化

## 基本理念

- 1 文化の保存、継承
- 2 日田らしい歴史、風土の反映
- 3 市民の主体的な参加
- 4 文化活動の尊重
- 5 誰もが文化に接することができる環境整備
- 6 情報の受発信と交流の推進
- 7 市民の意見の反映

### (1) 計画の目的

文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的としてこの計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

第6次日田市総合計画及び日田市教育大綱、日田市教育行政実施方針を上位計画とし、文化振興に係る市の様々な施策を横断的につなげます。

### (3) 計画の期間

11年計画とします。第1期3カ年、第2期4カ年、第3期4カ年に区分し、各施策の効果や事業に関する成果の検証結果及び諸情勢の変化を踏まえ見直しを行います。

### (4) 計画が対象とする文化の領域

おおむね、次の文化を対象とします。  
・芸術文化 ・メディア芸術 ・文化財 ・伝統芸能 ・伝統技術 ・生活文化

## 将来像

心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会

# 振興基本計画の体系

## 施策の方針

### 1 文化の保存、継承及び発展

- ・ 市民共通の財産である歴史に培われてきた文化や活動などの保存、継承と発展

### 2 人材の育成及び確保

- ・ 文化による青少年の健全育成
- ・ ボランティアや指導者など、地域の文化を幅広く支える人材の育成と確保

### 3 文化活動及び鑑賞のための機会の充実

- ・ 市民が等しく、優れた文化を楽しむことのできる鑑賞機会の充実
- ・ 日田市民文化会館や日田市複合文化施設などの活用促進

### 4 情報の発信及び収集並びに文化交流

- ・ 市民のニーズに応じた文化情報を提供できる体制の整備
- ・ 地域や世代、ジャンルを越えた文化交流の促進

現状と課題

## 施策及び事業

### 基本的施策の区分

- ◆ 芸術文化及びメディア芸術の振興
- ◆ 地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用
- ◆ 生活文化及び地域の景観の保存、継承及び活用
- ◆ 文化活動を担う人材及び団体の育成
- ◆ 青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出
- ◆ 市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供
- ◆ 高齢者、障がい者等が文化活動を活発に行うことができる環境の整備
- ◆ 地域文化活動における情報の発信及び収集
- ◆ 多様な文化交流

### 取り組み

「施策及び事業編」に掲載



### 成果の検証

日田市民文化振興会議など

## 1. 文化の役割と計画策定の背景

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、人と人を結び付け、相互に理解し尊重しあう場を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものです。また、その土地で生まれ、育まれ、受け継がれてきた文化は、その地に暮らす人たちにとって、誇りや郷土愛、精神的な支えとなります。

少子高齢化や過疎化が進み地域のつながりが薄くなっている現在、文化の持つ、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響の重要性が増しています。このため、総合施策の一つとして文化によるまちづくりに取り組むことは、子どもたちの心の育成や高齢者の心身の健康維持、さらには地域コミュニティの醸成に大きな役割を果たすほか、観光や情報発信の資源として、様々な分野において地域を活性化する有効な手段といえます。

このような文化の必要性を背景として、国は、平成13(2001)年12月に文化芸術を総合的に振興するための文化芸術振興基本法<sup>\*</sup>を制定し、文化芸術の振興にあたっての基本理念、地方公共団体の文化行政における役割、責務などを明文化しました。さらに大分県でも、文化の香り高いふるさとづくりを目指して、平成16(2004)年4月に大分県文化振興条例を施行し、文化の振興に関する法的基盤の整備が進められてきました。こうした法的整備を受け、本市では、総合的な文化の振興によるまちづくりを進めるため、文化の継承・発展や特色ある歴史や風土の反映などを骨子とした、日田市文化振興条例（以下「条例」という。）を平成18(2006)年4月に施行し、日田市民文化会館（パトリア日田）を中心に、各種施策の展開を図ってきました。

私たちのふるさと日田市では、美しく豊かな自然の恵みを受け、地域固有の歴史と風土に恵まれて築き上げてきた文化的な環境の中で、地域独特の文化芸術が育まれ、多くの分野にわたり市民の文化活動が展開されています。そのような中、平成27(2015)年に「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」として咸宜園や豆田町などが日本遺産



咸宜園 秋風庵

に認定、平成28(2016)年には日田祇園の曳山行事がユネスコの無形文化遺産に登録され、国内はもとより、世界にその魅力を発信することは、地域社会に活力を生み出す大切な財産となっています。



日田祇園祭

また、平成30(2018)年度には、20年ぶり2回目の開催となった「第33回国民文化祭・おおいた2018」及び初の開催となった「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」が大分県で行われました。大会を通じ地域の文化を再発見するとともに、新たな文化の創造と本市における文化活動の一層の活性化につなげていくことが求められていました。

しかし、令和2(2020)年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、文化を取り巻く環境も一変し、多くの活動が自粛や縮小を余儀なくされました。一方で、文化がもたらす「心の豊かさ」を再認識する機会ともなり、今後は、コロナ禍以前の活力を文化活動に取り戻せるよう継続した支援が求められます。

今回の第2次日田市文化振興基本計画（第3期計画）は、第2期4カ年の各施策の効果や事業に関する成果の検証結果及び諸情勢の変化などを踏まえ、見直しを行いました。

\*文化芸術振興基本法 平成29(2017)年に一部改正され、文化芸術基本法に改称。

## 2. 計画の概要

この計画は、条例第6条に基づいて、本市の文化振興施策の総合的な推進を図るために策定するものです。目的や位置付けなど、計画の概要は次のとおりです。

### (1) 計画の目的

文化の振興にあたっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本市の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的としてこの計画を策定します。

## （2）計画の位置付け

この計画は、第6次日田市総合計画及び日田市教育大綱、日田市教育行政実施方針を上位計画とします。

また、文化は、多様な分野において私たちの暮らしの中に潤いや豊かさをもたらし、市民生活を向上させるものであることから、文化振興に係る本市の様々な施策を横断的につなげるものとして位置付けます。

## （3）計画の期間

この計画は、平成29(2017)年度から令和9(2027)年度までの11年計画とします。

なお、計画の実効性を確保するため、第1期3ヵ年（平成29(2017)年度～令和元(2019)年度）、第2期4ヵ年（令和2(2020)年度～令和5(2023)年度）、第3期4ヵ年（令和6(2024)年度～令和9(2027)年度）に区分します。

## （4）計画が対象とする文化の領域

文化とは、生活に関わる全てのことを意味し、人によりとらえ方が様々で、その概念は広範囲に及びますが、一人ひとりが持つ「文化」の概念は尊重されなければなりません。ただし、この計画の中で振興の対象とする文化は、現に市民が創作や鑑賞、保存・継承などの活動を行っている文化、またはこれから芽吹こうとする文化を中心として、おおむね次のとおりとします。

〔芸術文化〕 美術、写真、書道、音楽、舞踊、演劇、建築 など

〔メディア芸術〕 映画 など

〔文化財〕 有形及び無形の文化財とその保存技術、地域資料 など

〔伝統芸能〕 神楽、民謡、民踊 など

〔伝統技術〕 陶芸、木竹工芸、漆工芸、漁法、建築技術 など

〔生活文化〕 茶道、華道、食、方言、街並み、景観、自然 など



小鹿田焼 作陶の様子

### 3. 基本理念

文化を育み振興するにあたっての基本理念は、市民、文化団体、事業所、行政など全てが共有すべき基本的な方向性や考え方として条例に規定しています。本市では、次の7項目を、文化を振興するにあたっての基本理念として掲げ、まちづくりを進めます。

#### （1）文化の保存、継承

文化は、先人の優れた英知とたゆみない努力の証しとして形成されてきたものであり、また、地域固有の文化は郷土への誇りや愛着を育み、地域に活力を与える市民共通の財産です。私たちは先人から受け継いできた文化の遺産と伝統を守るとともに、文化活動の輪を更に広げながら将来に引き継いでいきます。

#### （2）日田らしい歴史、風土の反映

本市では、有史以来連綿と続いてきた歴史と、水と緑豊かな自然の中での生活、あるいは天領の名残をとどめる町並みなどが、地域文化の基盤を形成しています。地域固有の自然風土や歴史と伝統に育まれた様々な特色ある日田の文化をまちづくりに反映させます。

#### （3）市民の主体的な参加

文化活動は、誰からも強いられることなく、また誰からも妨げられることなく参加するものです。そのため市民一人ひとり、あるいは自治会等の団体や企業等が、自由な意思で主体的に文化活動を行える環境をつくります。

#### （4）文化活動の尊重

文化の概念は非常に幅広く、人によりそのとらえ方は様々です。それぞれの考え方や創造性が尊重され、自由と多様性が保障された文化活動を展開します。

#### （5）誰もが文化に接することができる環境整備

文化を創造し享受することは、全ての人が生まれながらに持つ固有の権利です。世界人権宣言（昭和23(1948)年採択）では「文化生活に参加する権利」を基本的人権

として定義付けています。年齢や障がいの有無、住んでいる地域などに関係なく、市民が等しく文化活動に参加し、また芸術文化を鑑賞し、創造することができる環境を整えます。

#### （6）情報の受発信と交流の推進

文化は、貴重な地域の資源です。これらの情報を発信し、また他の地域の情報を得ながら、文化を通して地域やジャンル、世代を超えた盛んな交流を図ります。

#### （7）市民の意見の反映

文化活動の主体は市民です。文化によるまちづくりを推進するにあたっては、日田市民文化振興会議を中心に様々な団体や機会を通じて、幅広い市民の意見の反映に努めます。

## 4. 将来像

地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所等の協働によって

### 『心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会』

の実現を目指します。

## 5. 施策の方針

市は次の4項目を施策の柱として、引き続き各種事業を展開し、前項に掲げた文化の振興による将来像の実現に努めます。

#### （1）文化の保存、継承及び発展

本市は、水と緑あふれる豊かな自然と天領として栄えた歴史を背景に、多数の先哲を輩出し、地域に根ざした多彩な文化を擁しています。こうした文化は、郷土に対する誇りや愛着を育み、また、将来にわたって文化の向上の基礎をなすものであることから、大切に保存・継承していかなければなりません。

また、文化活動は、私たちの心にゆとりをもたらすなど、市民生活には必要不可欠なものです。市民や団体が行う活動の振興が図られ、新しい文化が創造されていく必要があります。

あらゆる文化が、市民共通の財産として保存、継承され、発展するように取り組みます。

## （２）人材の育成及び確保

本市は、江戸時代後期に日本最大規模の私塾「咸宜園」を開いた廣瀬淡窓を始め、俳諧の中村西国、廣瀬月化、日本の「学制」の制定に尽力した長三洲や三大農学者のひとり大蔵永常などを輩出した地であり、その時代を先導してきた人材によって日田の文化が発展してきました。

そのため、未来を担う貴重な人材である子どもたちに対して、文化に触れる喜びを感じ、理解を深める機会を提供することで、豊かな人間性を育むとともに、将来の文化を担う後継者として期待します。また、文化活動に取り組む小・中学校、高校の団体や個人に対する支援、伝統技術の保存と継承、ボランティアや指導者の育成など、地域の文化を幅広く支える人材の確保に努めます。

## （３）文化活動及び鑑賞のための機会の充実

地域の文化水準を向上させるためには、市民が文化への関心を高め、優れた文化に触れ、豊かな感性を磨くことが重要です。

そのためには、文化団体などが行う公演の支援や情報の提供、市民が等しく優れた文化を楽しむことのできる鑑賞機会の充実に努めます。

また、市民誰もが自主的に文化活動に参加し、技能の向上が図られるよう施設の整備、充実に努め、個人と文化団体をつなぐ調整や相談機能の強化、さらには日頃の活動や成果の発表機会の充実に努めます。特に、日田市民文化会館（パトリア日田）においては、文化の交流拠点施設として、市民が積極的に文化の活動・発表・鑑賞・創造の場に活用できるよう取り組みます。

さらに、日田市複合文化施設<sup>\*</sup> A O S E（アオーゼ）においても、日田市民文化会館（パトリア日田）と連携を密にし、市民の文化活動及び鑑賞の場として積極的な活用を図ります。

<sup>\*</sup>AOSE（アオーゼ）

社会教育が集合するエリアのことで、英語では、Area Of Social Educationと表記されます。この言葉の頭文字を綴るとAOSE（アオーゼ）となり、これは日本語の「会おうぜ」に通じます。

#### （４）情報の発信及び収集並びに文化交流

文化活動や歴史が遺した有形無形の文化財は、市民共通の貴重な財産であり、地域固有の資源です。これらは、観光資源として地域経済への波及効果が期待されることから、情報の発信に努めます。さらに、市内外の文化団体や活動などについての情報収集を図り、市民のニーズに応じた文化情報が提供できる体制を整えます。

また、文化活動による交流は、異種の文化に対する理解を深め、自らの文化活動の再認識や技能向上の契機となります。情報の受発信により、国内外を問わず地域や世代、ジャンルを越えた文化交流を促進し、技術の向上、青少年の育成、文化の創作活動などを支援します。

## 6. 現状と課題

施策を展開するにあたっては、現状を把握し、課題を認識する必要があります。

行政の視点だけでなく、市民の意向や文化活動の状況を踏まえ、施策の方針ごとに現状と課題を整理しました。

#### （１）文化の保存、継承及び発展

本市には、国指定史跡の咸宜園跡を始めとする186件の指定文化財（令和5(2023)年6月1日現在）や地域の歴史を明らかにする史資料などが存在しており、市では、これらについて収集、調査及び保存、継承に努めてきました。

しかしながら、一部の指定文化財については、高齢化や人口減少などにより保存、継承が困難になってきており、また、地域の史資料については、所有者の転出等に伴う散逸が懸念されています。このような課題を解決するためには、所有者や文化財保護員等との協力体制の中で、歴史的価値の高い文化財を後世に残していくための支援や、古文書等の適切な保存に係る指導などが必要となります。

令和3(2021)年度から本市における文化財の保存、活用に関して、本市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めるため「日田市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでおり、令和6(2024)年度での文化庁認定、令和7(2025)年度からの運用を予定しています。

芸術文化や生活文化の分野においては、日田市文化連絡会などを中心に幅広い活

動が行われていますが、コロナ禍の影響で様々な活動が制限されて以降、活動者の減少や意欲の低下が懸念されます。また、団体の多くは高齢化や後継者不足などの課題も抱えているため、新たな会員を増やす取組の必要性が生じています。

また、芸術文化の保存及び継承、発展のため、学校教育においては和楽器を活用した伝統音楽に関する教育に取り組んでいます。

日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）では、収蔵庫を整備し、適正な温湿度管理の下で、市所蔵美術品及び博物館展示品を保管しています。

## （2）人材の育成及び確保

今日の社会においては、経済的な豊かさの中にありながら、社会性の不足、規範意識の低下などの課題を抱える側面もあり、未来を担う児童生徒の豊かな人間形成を育む教育環境をさらに整えていく必要があります。

学校教育においては、優れた文化に触れる機会を教育課程に位置付けることで、全ての児童生徒の豊かな感性を磨く機会とすることが求められます。また、児童生徒が自ら課題を追求したり表現したりしていく総合的な学習の時間、特別活動などにおいては、伝統文化を継承していく体験的活動などを地域と連携しながら継続的に推進していくことが求められます。



青少年リーダー研修

生涯学習の分野では、日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）を始め、各地区公民館で様々な文化活動が行われており、今後も活動の継続と生涯学習の充実に向けたより一層の支援が求められます。特に、地区公民館においては、一般財団法人

日田市公民館運営事業団を指定管理者として、地域の特色を生かした事業推進が図られています。今後も市民の教養の向上、健康の増進、情感豊かな心の育成を図るとともに、地域住民の生涯学習活動の振興及び住民参加のまちづくり促進のため、地域での指導的な役割を果たす人材の育成が必要です。

文化活動においては、その多くがコロナ禍の影響で自粛や縮小を余儀なくされました。文化施設の休館や様々な制限により、市民が文化芸術に触れる機会や親しむ機会も多く失われ、活動者の減少や意欲の低下も懸念されます。今後の文化活動の継承とコロナ禍以前の活力を取り戻すためには、日田市民文化会館（パトリア日田）を主な活動拠点として、市民が活動、発表、鑑賞する機会の提供と支援を継続し、人材の育成と確保が必要です。

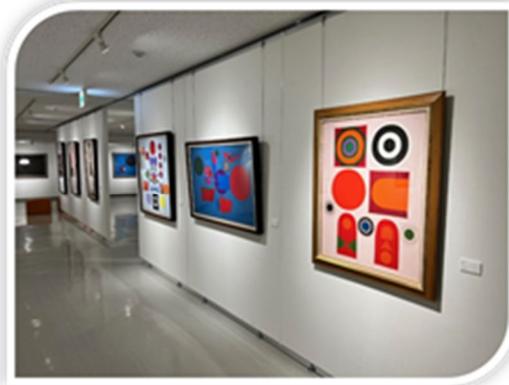
### （3）文化活動及び鑑賞のための機会の充実

芸術文化を振興するための施策として、鑑賞機会の充実や児童生徒の文化活動が重要です。また、市民の多くは、文化や趣味のサークルなどで社会活動への参加を希望していることから、鑑賞や活動のための環境整備が必要です。特に、生涯学習の分野においては、子どもから高齢者まで市民が気軽に文化に触れ、学習できるような環境の整備が求められます。

さらに、日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）においては、中央公民館の他に博物館及び美術展示ギャラリーを併設することから、各施設を活用し、多彩な文化活動を展開していきます。

特に、本市は、<sup>\*</sup>岩澤重夫画伯や<sup>\*</sup>宇治山哲平画伯等の美術品など約1,400点を所蔵しており、日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）の美術展示ギャラリー等を活用し、引き続き、広く市民に所蔵美術品を鑑賞する機会を提供していきます。また、博物館においては、地質、動物、植物など自然界を構成する要素を中心に、充実した常設展示を行うほか、様々な企画展示に取り組みます。

市所蔵美術品等公開事業



また、日田市民文化会館（パトリア日田）においては、文化の交流拠点施設として、市民が積極的に文化の活動、発表、鑑賞、創造の場に活用できるよう、引き続き取り組めます。あわせて、高齢であることや障がいがあることが理由で、活動や鑑賞等が困難な市民に対して文化に触れる機会を提供することが必要です。

\*岩澤重夫画伯（1927年～2009年）

日本画家。堂本印象に師事。日本芸術院会員、文化功労者。代表作に金閣寺客殿障壁画。

\*宇治山哲平画伯（1910年～1986年）

洋画家。抽象画家として知られる。毎日芸術賞受賞。代表作に東京サントリーホール壁画。

#### （４）情報の発信及び収集並びに文化交流

市民の多くは、自然や歴史的な町並み、古くから伝わる伝統的な芸能などが、本市をアピールできる文化的資産と考えています。このため、メディアなどの有効活用により、観光資源として、歴史や風土に育まれた特徴ある文化や所蔵美術品などをアピールし、本市の知名度を高める取組が必要です。加えて、人が集まり、交流を盛んにするため、歴史的な町並みや景観、名所・旧跡などの拠点施設のネットワーク形成が求められます。

また、鑑賞や活動に対する関心はあるものの、情報を入手できずに参加できない市民が多いことから、団体の活動や近隣施設の公演などの情報を広く収集し、市民に提供していくことが必要です。

## 7. 協働と連携

### （１）市民等との協働

文化の振興には、行政、市民、事業所などが連携し一体となって取り組むことが必要であることから、それぞれの立場や役割を確認します。

#### ・市の役割

文化における社会資本の整備を行い、創造や発表、鑑賞などができる環境づくりに取り組むとともに、市の施策において、幅広く文化の活用を図っていきます。

また、市内においては、様々な文化活動が展開されています。市は、市民の自主性及び自由な発想を尊重し、主体的に文化活動に参画できるよう配慮しながら情報の収集発信に努め、市民や文化団体が活発に文化活動に取り組むことを支援する役割を担います。

・市民や文化団体などの役割

地域の文化は、市民が創り育て継承されていくものです。文化活動の主役である市民一人ひとりが文化の担い手であるという意識を持ち、自主的に創造的な文化活動を展開することが望まれます。

また、文化団体には、自己の活動を活発にするだけでなく、広い視点に立って団体であることの長所を生かして、市民に文化に接する機会を提供するなど、社会貢献が期待されます。

・事業所などの役割

事業所は地域社会の一員として、自らの事業の中で市の文化振興施策への協力や文化団体との連携が望まれます。また、歴史文化の発信や鑑賞機会の提供など、経済活動の中で積極的に文化を取り入れ、事業所ならではのノウハウや人材などの資源を生かした地域文化振興の担い手としての役割が期待されています。

## （2）他の機関との連携

情報化の進展や交通網の整備などにより、文化活動の範囲は広がりを見せています。

国や県及び近隣の市町村との連携や公立文化施設協会などのネットワークによる情報の収集と共有、さらには、大学その他の教育研究機関との調査研究など、様々な機関との連携により文化振興施策の充実に努めます。

## 8. 成果の検証

この計画により実施した施策や事務事業による成果を、市民の視点で定期的に検証する必要があります。

教育委員会の附属機関である日田市民文化振興会議に事業の成果を報告するほか、必要に応じてアンケート調査を実施するなど、施策や事業の成果を的確に把握しこの計画に反映させていくことで、より効果的な取組を進めていきます。

## 9. SDGs との関係

平成27(2015)年の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和12(2030)年を期限とする17の国際目標（持続可能な開発目標=SDGs）が設定され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされました。本市においては、SDGsの理念を踏まえながら文化振興の各施策に積極的に取り組むこととします。

### 文化の保存、継承及び発展

- ◆ 地域特有の伝統芸能や伝統芸術並びに文化財等の保存、継承及び活用
- ◆ 生活文化及び地域の景観の保存、継承及び活用
- ◆ 文化活動を担う人材及び団体の育成
- ◆ 市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供
- ◆ 地域文化活動における情報の発信及び収集



#### 施策の方針「文化の保存、継承及び発展」とSDGsとの関係

- 貴重な文化財や文化資源の保存、継承、活用することにより、市民の学ぶ機会を保証し、地域の歴史を愛する心を育成することができる。⇒ 4 質の高い教育をみんなに
- 貴重な文化財や文化資源の保存、継承、活用することにより、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、まちの持続可能性につなげることができる。⇒ 11 住み続けられるまちづくりを

### 人材の育成及び確保

- ◆ 地域特有の伝統芸能や伝統芸術並びに文化財等の保存、継承及び活用
- ◆ 文化活動を担う人材及び団体の育成
- ◆ 青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出
- ◆ 市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供



#### 施策の方針「人材の育成及び確保」とSDGsとの関係

- 文化後継者の育成や文化活動支援により、市民の文化意識を育むことができる。⇒ 4 質の高い教育をみんなに
- 文化後継者の育成や文化活動支援により市民の文化意識を育むことができ、市民が文化財や芸術文化に触れ、地域文化や伝統に誇りを持つことにより、まちの持続可能性につなげることができる。⇒ 11 住み続けられるまちづくりを
- 市と団体との連携・協力による各種イベントの開催により、団体の活性化並びに本市の文化芸術の振興を図ることができる。⇒ 17 パートナーシップで目標を達成しよう

### 文化活動及び鑑賞のための機会の充実

- ◆ 芸術文化及びメディア芸術の振興
- ◆ 青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出
- ◆ 市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供
- ◆ 高齢者、障がい者等が文化活動を活発に行うことができる環境の整備



#### 施策の方針「文化活動及び鑑賞のための機会の充実」とSDGsとの関係

- 市民が文化芸術を鑑賞したり、文化団体での活動や文教祭などの発表を通じ、文化芸術に親しむ気運の醸成を図ることができる。⇒ 4 質の高い教育をみんなに
- 市民が文化団体での活動や文教祭等の発表の機会を通じて、交流や共同意識の醸成を図ることができる。⇒ 11 住み続けられるまちづくりを

情報の発信  
及び収集並び  
に文化交流

- ◆ 市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供
- ◆ 地域文化活動における情報の発信及び収集
- ◆ 多様な文化交流



施策の方針「情報の発信及び収集並びに文化交流」とSDGsとの関係

○市民が文化施設（パトリア日田）等での活動を通じて、文化芸術に触れ、学ぶ機会を得ることにより、文化芸術に親しむ気運の醸成を図ることができる。 → 4 質の高い教育をみんなに

○文化施設（パトリア日田）等での活動を通じ、文化事業において市民が自ら取り組み交流することによって、連携や協働の意識が生まれ、まちの持続可能性につなげることができる。 → 11 住み続けられるまちづくりを



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



\* SDGs

英語の、Sustainable Development Goalsの頭文字を綴ったもので、持続可能な開発目標と訳されます。

## 施策及び事業編 目次

1. 文化の保存、継承及び発展のための取組・・・・・・・・・・・・・17
2. 人材の育成及び確保のための取組・・・・・・・・・・・・・19
3. 文化活動及び鑑賞のための機会の充実のための取組・・・・・・・・・・・・・21
4. 情報の発信及び収集並びに文化交流のための取組・・・・・・・・・・・・・22

## 施策及び事業 【令和6年度～令和9年度】

第2次日田市文化振興基本計画に掲げた施策の方針4項目について、条例第7条でこの計画に基づき講じることと規定されている9項目の基本的施策の区分により、次の各事業に取り組みます。

### 1. 文化の保存、継承及び発展のための取組



#### ◆地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
指定文化財等の再調査及び保存・管理の推進	—	随時実施
埋蔵文化財の保護に向けた開発事業所への周知と理解の徹底及び遺跡の保護に向けた迅速な対応	—	随時対応
史跡咸宜園跡の整備 (史跡の環境整備等)	史跡咸宜園跡保存活用計画	計画に基づき実施
史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の保存整備	史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」整備活用基本計画	計画に基づき実施
ガランドヤ古墳群の整備 (2号墳保存施設建設に向けた検討)	史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画	計画に基づき実施
史跡咸宜園跡の世界文化遺産登録の取組	—	継続して実施
日田祇園山鉾保存修理事業	日田祇園山鉾保存修理事業件数（累計）	令和9年度までに2件以上 (R4 現状値:0件)
国、県、市の指定等文化財の保存・活用	—	継続して実施
重要文化財行徳家住宅や重要文化財長福寺本堂の防災施設及び設備の整備	—	令和9年度までの完了を目指す
古建築グループの活動支援	—	継続して実施
日田市文化財保存活用地域計画の策定	日田市文化財保存活用地域計画	令和6年度中の認定を目指す

## ◆生活文化及び地域の景観の保存、継承及び活用

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業、防災事業及び周辺史跡等との連携	日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画	計画に基づき実施
文化的景観の保存・整備及び活用 小鹿田焼の里文化的景観保存計画の改訂	—	令和7年度中の改定を目指す
伝統的町並みの景観を守るための支援	伝統的建造物修理・修景済数（累計）	令和9年度までに 62件 (R4 現状値:53件)

## ◆文化活動を担う人材及び団体の育成

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
技能者の育成と確保、技術水準向上のための支援	建築技能士育成事業（日田市技能大会）の実施回数	各年度1回 (R4 現状値:0回)
文化団体の設立及び運営に対する支援	—	随時実施
史跡咸宜園跡の世界文化遺産登録推進のための咸宜園平成門下生之会講座の開催と講座メニューの充実	—	継続して実施

## ◆市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
文化活動を保存・継承する活動の支援	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	随時実施
咸宜園教育の歴史や伝統を後世へと継承するための調査研究の実施	—	継続して実施
咸宜園教育の調査研究の成果を市民に情報提供するための展示公開と各種講座の開催	—	継続して実施

◆地域文化活動における情報の発信及び収集

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
市民に自然や文化への理解を深めてもらうための博物館企画展の開催	企画展開催回数	各年度2回以上 (R4 現状値:2回)

2. 人材の育成及び確保のための取組



◆地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
くにち楽等地域の伝統芸能を保存、継承する団体等の支援	—	継続して実施

◆文化活動を担う人材及び団体の育成

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
市民が古文書に親しむための入門講座の開催	古文書入門講座受講者数（新規受講者数）	各年度の前年度比1人以上 (R4 現状値:48人)
伝統的建造物の保存等にかかる技術者の修理現場研修会の開催	伝建修理現場研修会開催数	各年度1回 (R4 現状値:0回)
公民館等における、文化芸術に関する教室や事業のメニューの充実	—	随時実施
日田市民文化会館（パトリア日田）を主な活動拠点とする文化活動や各種研修等の支援	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	随時実施
文化芸術激励金の交付	日田市文化芸術激励金交付要綱	要綱に基づき随時交付
各種研修会等の情報の提供	パトリア日田イベントニュース発行数	毎月1回（年12回） (R4 現状値:年12回)

## ◆青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の中で学校や地域の特性を生かした体験活動を実施	—	継続して実施
小中学校における芸術文化鑑賞等の機会の提供	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	計画性をもって実施
総合的な学習の時間・特別活動を始めとした学校教育活動の中で地域の特性を生かした体験的活動を実施	小・中学生対象の文化財関係の企画事業参加者数	各年度250人 (R4 現状値:284人)

## ◆市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
市民への自然や文化の普及・啓発	—	継続して実施
市民が考古学についての知識を習得するための講座の開催	考古学講座受講者数 (新規受講者数)	各年度の前年度比1人以上 (R4 現状値:51人)
日田市民文化会館（パトリア日田）に招聘したアーティストによるワークショップ <sup>(※)</sup> 等の開催	ワークショップ等の開催回数	各年度30回以上 (R4 現状値:43回)

※ ワークショップ：専門家の意見や助言を聞きながら、参加者自身が体を動かしたり発言する体験型の講座。



日田市文教祭  
生活文化展（華道）



博物館企画展  
「江戸時代の日田の植物」



### 3. 文化活動及び鑑賞のための機会の充実のための取組

#### ◆芸術文化及びメディア芸術の振興

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
日田市民文化会館（パトリア日田）における、舞台公演 <small>しょうげい</small> の招聘や展覧会の開催	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	計画性をもって実施
日田市民文化会館（パトリア日田）における、市民参加型事業の実施	市民参加型事業の実施回数	各年度1回 (R4 現状値:1回)
市民文化振興基金による芸術鑑賞バスツアーの実施	芸術鑑賞バスツアー実施数	各年度1回以上 (R4 現状値:1回)

#### ◆青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
青少年が鑑賞、体験、学習、創造する活動に対する支援	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	随時実施
日田市民文化会館（パトリア日田）に招聘したアーティストによる、学校等での参加・体験型事業の開催	学校等でのワークショップ等開催回数	各年度2回以上 (R4 現状値:2回)

#### ◆市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供

取組	指標名、計画名等	活動指標、活動実施状況
老朽化した地区の公民館施設建設及び整備	—	計画性をもって整備
日田市文教祭の開催	日田市文教祭実施事業数	各年度10事業 (R4 現状値:10事業)
市民のニーズに対応した公民館教室の開催	—	随時開催
公民館祭りやふるさと祭り等の開催	—	地区の実情に応じ随時開催

## ◆高齢者、障がい者等が文化活動を活発に行うことができる環境の整備

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
高齢者や障がい者及び福祉施設等の文化活動の支援	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	随時実施

## 4. 情報の発信及び収集並びに文化交流のための取組



## ◆市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
出土遺物の常設展示会・出張展示会の開催及び前年度の発掘調査状況等の企画展の開催	展示会の開催回数	各年度1回以上 (R4 現状値:2回)

## ◆地域文化活動における情報の発信及び収集

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
日田市民文化会館（パトリア日田）におけるホームページを活用した地域文化情報の発信	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	随時更新
文化財関係のホームページを活用した市民への広い周知	ホームページ掲載回数	年21回以上 (R4 現状値:19回)
日田市所蔵美術品展覧会の開催	市所蔵美術品展覧会開催回数	各年度2回以上 (R4 現状値:2回)
文化団体への情報提供	—	随時実施
文化団体が行う発表会や教室などの情報収集と市民への情報提供	日田市民文化会館「パトリア日田」管理運営計画	随時実施

## ◆多様な文化交流

取 組	指標名、計画名等	活動指標、 活動実施状況
情報発信や市外の団体との交流などに対する支援	パトリア日田イベントニュースの発行数	毎月1回（年12回） (R4 現状値:年12回)

## 資料編 目次

ユネスコ無形文化遺産、日本遺産、日田の文化財	24
日田の文化施設	28
日田の先哲	32
日田市文化振興条例	34
日田市民文化振興会議規則	39
日田市民文化振興会議委員名簿	41

## 《ユネスコ無形文化遺産》

「山・鉾・屋台行事」日田祇園の曳山行事

平 28 12 1 登録決定

## 《日本遺産》

「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」  
咸宜園と豆田町など

平 27 4 24 認定

## 《日田の文化財》

### ① 国指定・国選定・国登録・国選択

令和5年6月1日 現在

区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要(年代ほか)
<b>【重要文化財】</b>			
木造十一面観音立像	城町2(慈眼山仏像収蔵庫)	昭 25. 8. 29	鎌倉時代
木造兜跋毘沙門天立像	城町2(慈眼山仏像収蔵庫)	昭 25. 8. 29	平安時代後期
木造毘沙門天立像	城町2(慈眼山仏像収蔵庫)	昭 25. 8. 29	文治3(1187)年の銘
木造四天王立像	城町2(慈眼山仏像収蔵庫)	昭 25. 8. 29	元亨元年(1321)年の銘
木造毘沙門天立像	城町2(慈眼山仏像収蔵庫)	昭 25. 8. 29	平安時代後期
行徳家住宅	夜明関町	昭 50. 6. 23	天保13(1842)年
大野老松天満社旧本殿	前津江町大野	昭 53. 5. 31	室町時代、三間社流れ造り榻板葺
旧矢羽田家住宅	大山町西大山	昭 57. 6. 11	江戸後期、別棟形式の民家
長福寺本堂	豆田町	平 18. 7. 5	寛文9(1669)年の建造
草野家住宅	豆田町	平 21. 12. 8	享保～明治初期の建造
吹上遺跡出土品	宇佐市(大分県立歴史博物館)	平 22. 6. 29	弥生時代中期の武器、貝輪などの副葬品
<b>【史跡】</b>			
咸宜園跡	淡窓2	昭 7. 7. 23	江戸後期～明治期にかけての私塾跡
穴観音古墳	内河町	昭 8. 2. 28	古墳時代後期
廣瀬淡窓旧宅及び墓	中城町・豆田町	昭 23. 1. 14	私塾・咸宜園を主宰 平成25年3月27日追加指定・名称変更
法恩寺山古墳群	刃連町	昭 34. 5. 13	古墳時代 7基
ランドヤ古墳(2基)	石井町3	平 5. 10. 13	古墳時代後期、平成24年9月19日追加指定
小迫辻原遺跡	大字小迫	平 8. 10. 31	弥生～古墳時代
<b>【天然記念物】</b>			
小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群	鈴連町	平 23. 9. 21	約9万年前の阿蘇4火砕流により埋没
<b>【名勝】</b>			
耶馬溪(一部)	東羽田町	大 12. 3. 7	昭和11年7月14日追加指定
<b>【重要無形民俗文化財】</b>			
日田祇園の曳山行事	隈・竹田・豆田地区	平 8. 12. 20	7月20日以降の土・日曜日
<b>【重要無形文化財】</b>			
小鹿田焼	源栄町皿山	平 7. 5. 31	9軒の窯元
<b>【国選定重要文化的景観】</b>			
小鹿田焼の里	源栄町皿山・池ノ鶴地区	平 20. 3. 28	平成22年2月22日追加選定
<b>【国選定重要伝統的建造物群保存地区】</b>			
日田市豆田町伝統的建造物群保存地区	豆田町他	平 16. 12. 10	歴史的町並みと伝統的建造物群
<b>【国登録有形文化財】</b>			
井上家住宅(8件)	鶴河内町	平 15. 1. 31	江戸時代後期～大正年間
岩尾家住宅(旧日本丸製薬所)(3件)	豆田町	平 15. 1. 31	明治初期～昭和初期
隈まちづくりセンター黎明館(1件)	隈2	平 15. 1. 31	大正5(1916)年建築
後藤家住宅(4件)	隈2	平 20. 10. 23	主屋は明治20(1887)年建築
山田家住宅(4件)	隈1	平 20. 10. 23	主屋は文化13(1816)年建築
宇野家住宅(1件)	高瀬本町	平 20. 10. 23	昭和2(1927)年建築
長善寺鐘楼門(1件)	吹上町	平 22. 4. 28	正徳3(1713)年建築
老松天満社(4件)	天瀬町	平 22. 9. 10	本殿は明治31(1898)年建築
井上酒造店舗兼主屋外(3件)	大字大肥	平 28. 8. 1	大正3(1914)年上棟
<b>【国選択無形民俗文化財】</b>			
豊後の水車習俗	鈴連町ほか	昭 58. 12. 27	小野谷の水車習俗
大原八幡宮の米占い行事	田島町	平 11. 12. 3	粥のカビの状態でその年の豊作等を占う

② 県指定・県選択

令和5年6月1日 現在

区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要(年代ほか)
<b>【有形文化財】</b>			
太刀銘安綱	豆田町(廣瀬本家)	昭 33. 3. 25	安綱の銘
石人(2体)	銭淵町	昭 39. 2. 21	八女市岩戸山古墳出土
中村文書	豆田町(廣瀬本家)	昭 41. 3. 22	筑前国怡土庄史料
蔵骨器	宇佐市(大分県立歴史博物館)	昭 46. 3. 23	宇佐虚空蔵寺跡出土
軒先丸瓦	宇佐市(大分県立歴史博物館)	昭 46. 3. 23	宇佐虚空蔵寺跡出土
木造阿弥陀如来坐像	大日町	昭 47. 3. 21	応永10(1403)年の銘
老松天満社懸仏	前津江町大野	昭 49. 3. 19	平安後期から鎌倉時代
金凝神社木造仮面	天瀬町本城	昭 50. 3. 28	天狗、翁、鬼、河童の木製面四軀
烏宿神社鰐口	大山町西大山	昭 51. 3. 30	「応永16(1409)年奉納・永正2(1505)年寄進」銘
老松神社銅鉢	日田市埋蔵文化財センター	昭 51. 3. 30	長さ70cmで弥生時代の銅鉢
山中薬師堂鰐口	天瀬町出口	昭 51. 3. 30	「享徳2年霜月15日」陰刻銘
草三郎大神宮五輪塔婆附角塔婆	天瀬町馬原	昭 51. 3. 30	「貞和3年3月」銘
玉来神社神像	天瀬町五馬市	昭 54. 5. 15	鎌倉時代から室町時代に製作
森家五部大乘経	宇佐市(大分県立歴史博物館)	昭 55. 4. 8	櫃に「応永23(1416)年」書体・室町時代の写本
岳林寺木造明極楚俊坐像	北友田1(市立郷土史料館)	昭 56. 3. 31	南北朝時代
岳林寺絹本着色仏涅槃図	北友田1(市立郷土史料館)	昭 56. 3. 31	室町時代
草野文書	豆田町	昭 57. 3. 30	大友田原氏関係史料
日隈神社平縁細線式獸帯鏡	隈2(日田祇園山鉢会館)	昭 58. 4. 12	中国漢代
大原八幡宮銅鉢	田島町	昭 60. 3. 29	弥生時代後期
西雉谷笠塔婆附、石造塔婆(1基)	上津江町上野田	昭 60. 3. 29	「元亀元(1570)年庚午10月吉日」銘
石井神社銅鉢	隈2(日田祇園山鉢会館)	平 1. 3. 30	弥生時代後期
朝日宮ノ原遺跡4号中世墓出土品	日田市埋蔵文化財センター	平 7. 3. 10	青磁碗、湖州鏡など81点
ランドヤ古墳出土品	日田市埋蔵文化財センター	平 7. 3. 10	古墳時代後期
<b>【史跡】</b>			
川原隧道と石畳	天瀬町女子畑川原区	昭 51. 3. 30	江戸末期、新たに築成・隧道長さ52m
石坂石畳	市ノ瀬町・伏木町	昭 62. 3. 27	嘉永3(1850)年の築造
城山古墳	諸留町	平 1. 3. 30	古墳時代後期の前方後円墳
薬師堂山古墳	田島町	平 2. 3. 29	古墳時代中期の円墳
吹上遺跡	大字小迫・吹上・渡里	平 8. 3. 29	弥生時代中期
朝日天神山古墳	大字小迫	平 16. 3. 30	古墳時代後期の前方後円墳
永山城跡	丸山2丁目	平 28. 2. 23	江戸時代初期
<b>【名勝】</b>			
伝来寺庭園	中津江村栃野	昭 45. 3. 31	伝来寺建立以前に築造
<b>【天然記念物】</b>			
津江神社のスギと自然林	中津江村合瀬	昭 50. 3. 28	日田杉の元祖
高塚愛宕地蔵のイチョウ	天瀬町馬原	昭 51. 3. 30	雄株で大小20数本の集合株
鞍形尾神社の自然林	天瀬町馬原	昭 56. 3. 31	神社の北西背後地約1ヘクタール
<b>【無形民俗文化財】</b>			
磐戸楽	三ノ宮1	昭 41. 3. 22	大行事八幡宮の秋祭り 通称「かっぱおどり」
鶉飼	竹田地区	昭 41. 3. 22	5月中頃から10月中頃
大野楽	前津江町大野	昭 41. 3. 22	河童の動作を演技化した雅楽の一種
本城くち楽	天瀬町本城	昭 42. 3. 31	金凝神社秋祭り(10月中旬の土日)に奉納される杖楽
大原八幡宮御田植祭	田島町	昭 59. 3. 30	4月15日実施
<b>【県選択無形民俗文化財】</b>			
老松様の餅搗祭	中津江村合瀬	昭 50. 3. 28	戦いの様子を模した祭り(7月15日)
老松様の的ぼがし祭	中津江村合瀬	昭 50. 3. 28	五穀豊穡と家内安全を祈願(4月15日)

## ③ 市指定（有形文化財・有形民俗文化財）

令和5年6月1日 現在

区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要(年代ほか)
<b>【有形文化財】</b>			
開山頂相(普門寺木造笑巖和尚坐像)	北友田1(市立郷土史料館)	昭 47. 6. 12	応永16(1409)年の銘
龍林寺木造薬師如来坐像付・ 龍林寺薬師如来縁起版木	財津町	昭 50. 3. 28	平安時代後期
石 憧	上野町	昭 50. 3. 28	長祿4(1460)年の銘
永 平 寺 跡 板 碑	高瀬本町	昭 50. 3. 28	応長元(1311)年等の銘
絹本着色明極楚俊坐像	北友田1(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	室町時代
宝 篋 印 塔	神来町	昭 57. 5. 11	貞和3(1347)年の銘
大 原 八 幡 宮	田島町	平 1. 11. 22	楼門、拝殿、幣殿、本殿
大 般 若 波 羅 密 多 經	田島町	昭 47. 6. 12	神宮寺、写経600巻
吹 上 観 音 坐 像	吹上町(吹上神社)	昭 50. 6. 10	平安時代後期
玉 来 神 社 拝 殿 と 棟 札	天瀬町五馬市	昭 51. 11. 20	神殿を含め80アール・棟札に「応仁2(1468)年」銘
宝 篋 印 塔	中津江村合瀬	昭 51. 11. 1	鎌倉時代作・高さ約1.37m、笠は上部5段、下部2段
間 地 橋	中津江村栃野・合瀬	昭 51. 11. 1	中津江村内で唯一の石造アーチ橋
先祖元、五輪塔(3基)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	風化作用等により形や文字等全く判明せず
十一面観世音菩薩座像(1体)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	「天文17(1548)年創立」墨書銘
木造釈迦三尊像(附)釈迦如来像奉篋物	北友田1(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	康永2(1343)年
木 造 大 日 如 来 坐 像	山田町	昭 55. 9. 3	天文10(1541)年の銘
木 造 毘 沙 門 天 立 像	山田町	昭 55. 9. 3	天文16(1547)年の銘
紙 本 墨 書 明 極 墨 蹟	北友田1(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	南北朝時代
岳 林 寺 文 書	北友田1(市立郷土史料館)	昭 55. 2. 13	慶長～明治
紙 本 西 国 筋 郡 代 陣 屋 絵 図	隈1	昭 57. 5. 11	文化14年～天保4年頃
大 野 老 松 天 満 社 逆 修 塔	前津江町大野	昭 57. 9. 21	地輪、水輪、火輪にはそれぞれ四方に梵字
懸 仏 ( 御 前 嶽 神 社 )	前津江町柚木	昭 57. 9. 21	平安後期から鎌倉時代、13面
木 造 薬 師 三 尊 像	南友田町	昭 58. 7. 13	平安時代
金 銅 筒 牒 当	宇佐市(大分県立歴史博物館)	昭 58. 7. 13	鎌倉時代
方 格 規 矩 鏡 片	田島町	昭 58. 7. 13	草場遺跡出土
須 恵 器 子 持 高 坏	吹上町	昭 58. 7. 13	(伝)北友田横穴墓出土
浦 宮 神 社 「 拝 殿 ・ 神 殿 」	上津江町川原	昭 58. 6. 28	拝殿は入母屋造り・神殿は流造り
浦 宮 神 社 「 せり持ち式石橋 」	上津江町川原	昭 58. 6. 28	旧参道北側の谷川
宝 篋 印 塔	前津江町柚木	昭 61. 3. 17	総高55cm余り・南北朝ないし室町時代造立
大 友 書 状	日田市埋蔵文化財センター	昭 61. 3. 17	前津江町柚木に残る天正12年に以降に贈ったもの
百 姓 日 記	日田市埋蔵文化財センター	昭 61. 3. 17	前津江町柚木に残る元禄より宝暦まで60年間の記録
穴 井 家 古 文 書 一 卷	北友田1(市立郷土史料館)	昭 62. 4. 20	延享3(1746)年の直訴状、会合証文の写し
有 田 古 墳 出 土 一 括 遺 物	本町	平 1. 11. 22	古墳時代
大 乘 妙 典 經	前津江町柚木	平 2. 3. 8	妙法蓮華経八巻・正徳5(1714)年奉納
岳 林 寺 木 造 弥 勒 菩 薩 坐 像	北友田1(市立郷土史料館)	平 3. 3. 30	応永30(1423)年作
世 尊 寺 木 造 薬 師 如 来 坐 像 他 2 体	諸留町	平 4. 3. 10	天文16(1547)年、弘治3(1557)年
内 河 野 村 古 絵 図	日田市埋蔵文化財センター	平 4. 3. 10	江戸時代
四 季 農 耕 図 絵 馬	前津江町柚木	平 11. 10. 25	横長の画面に稲作の行程等を描写
中 西 村 ・ 梅 野 村 の 絵 地 図	中津江村合瀬	平 11. 4. 7	延宝5年(1677)梅野村庄屋七郎兵衛外3人により作成
天 井 絵 馬	前津江町柚木	平 12. 12. 8	享保時代
像 代	前津江町大野	平 12. 12. 8	神や人の代わりに祭るもので人形に作られた木像
ど う ぼ う 様 ( 藤 房 様 4 体 )	前津江町柚木	平 13. 11. 14	南北朝時代
元 大 原 神 社	神来町	平 14. 3. 7	神殿、幣殿、拝殿、水盤舎、神輿蔵 宝暦10(1760)年再興
求 来 里 笠 塔 婆	神来町	平 14. 3. 7	観應元(1350)年墨書銘
木 造 釈 迦 如 来 立 像	北友田1(市立郷土史料館)	平 23. 3. 31	鎌倉時代
伝 姫 塚 古 墳 出 土 鉄 剣 ( 蛇 行 剣 )	日田市埋蔵文化財センター	平 23. 5. 31	古墳時代
阿 弥 陀 如 来 坐 像	高瀬本町	平 28. 3. 25	鎌倉時代後期
<b>【有形民俗文化財】</b>			
精 米 用 箱 水 車	鈴連町	平 1. 11. 22	明治時代
お き あ げ 人 形 製 作 資 料	有田町	令 1. 7. 25	明治後期～昭和中

## ④ 市指定（無形民俗文化財・史跡・天然記念物）

令和5年6月1日 現在

区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要(年代ほか)
<b>【無形民俗文化財】</b>			
有田町若八幡社やっこ振り行列	有田町	平 3. 3. 30	若八幡社秋祭り(10月下旬)
出口本村楽	天瀬町出口	平 6. 4. 29	隔年10月24, 25日
出口袋七夕楽	天瀬町出口	平 6. 4. 29	隔年10月24, 25日
五馬楽	天瀬町五馬市	平 6. 4. 29	10月26, 27日
烏宿神社はだか参り	大山町西大山	平 25. 3. 28	12月14日夜に締め込み姿の男衆が参道を駆ける
<b>【史跡】</b>			
丸山古墳	城町2	昭 47. 6. 12	古墳時代中期
片山磨崖種子	北友田2	昭 50. 3. 28	康永3(1344)年の銘
惣田塚古墳	琴平町	平 1. 11. 22	古墳時代後期
三郎丸古墳	北友田2	平 1. 11. 22	古墳時代後期
菊池七人塚	中津江村合瀬	昭 51. 11. 1	塚は2m四方形で自然石を7個環状に立てている
御所跡と御所の谷	中津江村合瀬	昭 51. 11. 1	御所跡は200m程の平坦地
年の神境内地伝、相垣越前守の墓(1基)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	「間部越前守義直」の供養塔
台の殿様屋敷跡	前津江町大野	昭 57. 9. 21	津江殿の館跡
平島古墳	諸留町	平 1. 11. 22	古墳時代後期
木地師半兵衛・徳兵衛の墓(2基)	上津江町川原	平 1. 7. 5	表面上部に菊の御紋とみられる印
宇土遺跡3号墳	天瀬町五馬市	平 3. 10. 29	古墳時代(5世紀中頃～後半)
筑前台岩木墨遺跡	天瀬町馬原	平 3. 10. 29	山頂2000㎡
牧原千人塚	桃山町	平 7. 3. 31	室町時代
小竹供養塔(1基)	上津江町川原	平 11. 8. 9	土台5cm～30cm大の高まりの上に正面西向き
姫塚古墳	高瀬本町	平 19. 3. 29	古墳時代中期の円墳
台神社前旧往還石畳道	天瀬町女子畑台	平 28. 3. 25	旧往還石畳道 約41m
<b>【天然記念物】</b>			
むらくもの松	隈2(八坂神社)	昭 47. 6. 12	樹齢300年以上
台神社の森	天瀬町女子畑台	平 28. 3. 25	旧日田往還深い・熊野神社の境内林
見竹天満宮の天満かつら	天瀬町出口	昭 54. 3. 20	胸高樹周4.5m、樹高推定20m余、樹齢不詳
年の神境内地樹林(26本)	上津江町上野田	昭 54. 7. 26	カヤの推定樹齢は500年以上
浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」	上津江町川原	昭 58. 6. 28	県の特別保護樹林「津江大杉の森」と指定
ユズリハ自然林	前津江町大野	昭 61. 3. 17	ユズリハを優占種とする自然林
桂の木	前津江町柚木	平 2. 3. 8	幹周り10m、樹高20mの雌の桂
烏宿自然林	大山町西大山	平 4. 9. 18	森林構成樹種約158種
銀杏の木	中津江村栃野	平 9. 1. 27	樹齢600年(推定)
杉	前津江町柚木	平 12. 12. 8	樹齢600年(推定)
ズミの群生地	伏木町	平 15. 3. 26	自生の南限地
エドヒガンザクラの木	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢300年(推定)
クスの木	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢不明、クスノキとしては上津江町内最大
ムクの木	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢不明
手水野のカツラ林	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢不明
小平のカツラ林	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢不明
モミの木	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢不明
スギの木	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢120年(推定)
イチョウの木	上津江町川原	平 16. 10. 8	樹齢不明
モミジの木	上津江町上野田	平 16. 10. 8	樹齢不明
アカマツの木	上津江町上野田	平 16. 10. 8	樹齢約90年(推定)

## 《日田の文化施設》

### 日田市民文化会館（パトリア日田）

- 住 所 日田市三本松一丁目8番11号
- 敷地面積 9,479.53㎡
- 延床面積 10,009.88㎡（鉄筋コンクリート造）
- 階 数 地下1階、地上3階（最高高さ 約30m）
- 開 館 平成19年12月
- 主要施設
  - [大ホール] 座席数 1,003席（1階649席、2階354席）
  - [小ホール] 座席数 351席（1階302席、2階 49席）  
可動席を収納することで平らなフロアーとしても使用可能
  - [ギャラリー] 面積 324㎡（18m×18m 高さ3.5m）
  - [スタジオ1] 面積 180㎡（大ホール舞台と同等面積）
  - [その他] スタジオ2～4、創作室、和室、喫茶コーナー、  
チャイルドルーム、情報コーナー



## 日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）

- 施設機能 日田市中央公民館、日田市立博物館
- 住 所 日田市上城内町2番6号
- 敷地面積 5708.7㎡
- 延床面積 [本館棟] 3690.07㎡  
(鉄筋コンクリート造3階建、昭和52年建築、平成28年改築)  
[収蔵庫棟] 679.88㎡(鉄骨造3階建、平成28年増築)
- 開 館 平成28年8月
- 主要施設 [1階] 多目的ホール(228.48㎡)、音楽室、練習室  
[2階] 美術展示ギャラリー(227.45㎡)、美術品収蔵庫、会議室、  
体験学習室  
[3階] 博物館常設展示室(431.81㎡)、博物館企画展示室、  
博物館収蔵庫、体験学習室



## 咸宜園教育研究センター

- 住 所 日田市淡窓2丁目2番18号
- 敷地面積 761.01㎡
- 延床面積 373㎡(木造平屋建)
- 開 館 平成22年10月
- 主要施設 公開展示室(108㎡)、  
研修室(73㎡)、  
研究室(61㎡)、  
収蔵庫(44㎡)



## 日田市埋蔵文化財センター

- 住所 日田市大字友田2893番地44
- 敷地面積 4,463.14㎡
- 延床面積 689.31㎡（鉄骨造平屋建）
- 開館 平成28年5月
- 主要施設 展示室（103.68㎡）、図面図書室（73.71㎡）、収納庫（73.71㎡）

## 日田市生涯学習交流センター

- 住所 日田市大字友田2893番地44
- 敷地面積 4,463.14㎡
- 延床面積 207.36㎡（鉄骨造平屋建）
- 開館 平成9年4月
- 主要施設 多目的ルーム（207.36㎡）

## 日田市大山文化センター

- 住所 日田市大山町西大山3598番地1
- 敷地面積 6,025.05㎡
- 延床面積 1,046.87㎡（鉄筋コンクリート造2階建）
- 開館 昭和56年建築、令和4年改築
- 主要施設 大集会場（608.4㎡）233席、多目的ホール（96.8㎡）

## 日田市立小鹿田焼陶芸館

- 住所 日田市源栄町138番地1
- 敷地面積 1,508.96㎡
- 延床面積 369.05㎡（木造2階建）
- 開館 平成24年4月
- 主要施設 [1階] 展示室（108.30㎡）、収蔵庫（21.66㎡）  
[2階] 研修室（75.33㎡）

## 日田市公民館一覽表

（令和5年3月31日現在）

館名	建築年月	構造	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）
中央	H28.3	鉄筋コンクリート3階建て	5,708.70	4,369.95
咸宜	H20.11	木造平屋建て	2,656.97	443.74
桂林	H23.6	木造一部鉄骨平屋建て	1,957.00	433.92
日隈	H5.6	木造平屋建て	1,650.29	426.54
若宮	H17.3	木造一部鉄骨平屋建て	1,665.79	441.56
三芳	H29.3	木造平屋建て	1,213.28	455.06
高瀬	S60.3	木造+鉄骨造平屋建て	2,293.33	451.16
光岡	S57.3	鉄骨造一部木造2階建て	1,735.06	410.98
朝日	S61.6	鉄骨造2階建て	1,392.00	420.83
三花	R2.1	木造平屋建て	2,313.44	508.25
西有田	S57.6	鉄骨造2階建て	1,444.27	413.58
東有田	S53.3	鉄骨造一部木造2階建て	2,411.32	439.82
小野	H21.2	木造平屋建て	4,339.94	400.87
大鶴	H26.3	木造平屋建て	11,409.68	599.64
夜明	H27.10	鉄筋コンクリート造3階建て	8,491.00	1,382.54
五和	H15.2	木造一部鉄骨平屋建て	2,363.48	471.44
前津江	H26.3	前津江保健センター内 木造平屋建て	204.81	204.81
中津江	H27.8	中津江振興局内（1階、2階） 鉄筋コンクリート造3階建て	7,344.00	745.21
上津江	H23.3移転	上津江振興局内（1階） 鉄筋コンクリート造2階建て	34.72	34.72
大山	R3.4	鉄筋コンクリート造2階建て	6,025.05	885.63
天瀬	R2.1	天瀬振興局内（1階～3階） 第1庁舎 鉄筋コンクリート 造3階建て 第2庁舎 鉄骨造3階建て	3,582.06	1,234.19
五馬分館	S53	鉄筋コンクリート造平屋建て	8,170.00	460.22
東溪分館	R3.8	天瀬総合福祉センター内 木造平屋建て	1,159.20	152.10

## 《日田の先哲》

日田市教育委員会発行「日田の先哲」から転記

1	なかむら さいこく 中村 西国 1647年～1695年	俳人。日田俳諧の開祖。井原西鶴に学び「俳諧之口伝」の伝授を受けた。
2	さかもと しゅせつ 坂本 朱拙 1656年～1733年	俳人。日田俳壇の形成に尽力。九州俳壇の巨星。
3	ながの やこう 長野 野紅 1660年～1740年	俳人。妻りんとともに日田の俳諧文芸の興隆に尽くした。
4	ながの りん 長野 りん 1674年～1757年	俳人。野紅の妻。
5	あない ろくろうえもん 穴井 六郎右衛門 1676年～1747年	義民。日田郡馬原村(天瀬町馬原)の庄屋で、代官の圧政を幕府に直訴、死罪となった。
6	てしま しんざ えもんかげ ひろ 手島新左衛門景大 1683年～1753年	大原宮文庫創立者。日田文学の向上に貢献した。
7	さがら きちさぶろう 相良 吉三郎 生没年不詳	林業功労者。享保年間1716年～明和年間1764年のころに活躍。杉苗の仕立て、育成から材木までの作業全般を改革した。
8	しゃく ほうらん 釈 法蘭 1728年～1794年	高僧。広円寺第六世。江戸に上って学問に励み、詩文を磨いた。
9	しゃく ほうがつ 釈 宝月 1737年～1805年	高僧。長福寺第十一世。東本願寺の高倉学寮で学び、天明2年には擬講師に選ばれた。
10	ひろせ げつか 廣瀬 月化 1747年～1822年	俳人。蕉門俳風に入り、日田の俳諧の中心的存在となる。秋風庵を開く。
11	ひろせ とうしゅう 廣瀬 桃秋 1751年～1834年	俳人。月化の弟で、学問や読書を好み、月化の没後は秋風庵二世を継ぎ、俳諧宗匠として名を高めた。
12	ひぐち やすぎ えもん 樋口 安左衛門 1756年～1808年	公益事業家。幹線道路の整備・補修に尽力した。加々鶴道路を改修。
13	しゃく ほうかい 釈 法海 1768年～1834年	高僧。本山東本願寺高倉学寮の講師(学頭)を務めた。
14	おおくら ながつね 大蔵 永常 1768年～1860年	農学者。宮崎安貞、佐藤信淵とともに江戸時代の三大農学者と呼ばれた。「農家益」「公益国産考」などを著す。
15	しおのや だいしろう 塩谷 大四郎 1770年～1836年	経世家。1817年日田代官として着任。後に西国筋郡代に昇格した。
16	もり はるき 森 春樹 1771年～1834年	国学者。天領日田を代表する文人。「蓬生談」「豊西説話」などを著す。
17	くさの そうない 草野 宗内 1778年～1852年	公益事業家。廣瀬久兵衛とともに小ヶ瀬井路の開発に尽力した。
18	ひろせ たんそう 廣瀬 淡窓 1782年～1856年	教聖。日本最大規模の私塾「咸宜園」を開く。全国から、およそ5,000人の門下生が学んだ。
19	ひろせ ときこ 廣瀬 秋子 1784年～1805年	孝弟烈女。淡窓の妹。淡窓が大病を患ったとき、数年の間一日も休まず看病した。
20	ひろせ きゅう べえ 廣瀬 久兵衛 1790年～1871年	経世家。病弱な兄、淡窓に代わり家督を相続。小ヶ瀬井路の開発とともに、豊後高田の呉崎新田、宇佐の久兵衛新田開発事業なども行った。
21	やまだ つねよし 山田 常良 1798年～1859年	公益事業家。伏木の石坂石畳道を整備した。

22	ひろせ きよくそう 廣瀬 旭莊 1807年～1863年	儒者・詩人。24歳のとき兄、淡窓から「咸宜園」を継ぐ。その後、大阪や江戸で塾を開く。
23	ぎょうとく げんずい 行徳 元遂 1808年～1865年	公益事業家。医者として診療に励むかたわら、凶作に備える囲い米の基本金を出したり、石橋や道路の建設にも尽力した。
24	ひらの ごかく 平野 五岳 1809年～1893年	三絶僧。詩・書・画の才能に秀でたことから三絶僧と呼ばれた。
25	ちよう ばいがい 長 梅外 1810年～1885年	勤皇家。長三洲の父。淡窓に儒学の指導を受ける。英彦山に招かれ、その祐筆となって入山。
26	ひろせ せいぢう 廣瀬 青邨 1819年～1884年	儒者。16歳で「咸宜園」に入門、21歳で都講に選ばれる。25歳のとき淡窓の養子となり、37歳で「咸宜園」を継ぐ。
27	いさやま しゆくそん 諫山 菽村 1825年～1893年	儒医。明治2年、日田県の初代知事、松方正義に働きかけ近代日本最初の孤児院「養育館」を開いた。
28	ちはら せきでん 千原 夕田 1830年～1894年	文人。能筆として知られる。
29	ちよう さんしゅう 長 三洲 1833年～1895年	勤皇家。幕末には、高杉晋作の奇兵隊にも参加した。明治5年、新政府の文部大丞に任ぜられ、近代教育制度確立に貢献した。
30	ひろせ りんがい 廣瀬 林外 1836年～1874年	儒者。廣瀬旭莊の長男で、後に淡窓の嗣子となる。幕末から明治初期の動乱期に「咸宜園」の経営に当たる。
31	ちよう のぶなり 長 信成 1837年～1870年	殉職者。明治3年11月、五馬市村(天瀬町五馬市)での農民結集に端を發した一揆の鎮圧に当たったが、暴徒の犠牲となり殉職した。
32	いのうえ じゆんのすけ 井上 準之助 1869年～1932年	経世家。日本銀行総裁、大蔵大臣などを歴任し、日本の金融界に重きをなした。昭和7年、総選挙の応援演説会場で血盟団員によって暗殺され、非業の死を遂げた。



廣瀬 久兵衛



廣瀬 淡窓

## ○日田市文化振興条例

平成18年3月27日

条例第1号

改正 平成20年3月13日条例第1号

平成24年3月22日条例第5号

平成28年3月25日条例第9号

### 前文

私たちのまち「日田市」は、豊かな緑に囲まれ古くから山紫水明の地として知られ、今に残る歴史的町並みや伝統文化に、天領として栄えた往時を偲ぶことができる。こうした歴史、文化は、まちの活性化に大きく寄与しており、多くの先哲が残した偉業とともに市民共通の財産として誇りをもって後世に引き継がなければならない。

また、文化を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であり、本市においても、音楽や伝統芸能など多くの分野にわたる文化活動が展開されている。こうした文化活動は、市民生活にやすらぎと豊かさをもたらし、さらには未来を担う子供たちにとっては豊かな人間性と多様な個性を育むものとして、欠くことのできないものである。

加えて、文化活動は、情報化や国際化の進展に伴い広範な交流が可能となり、高度で多様な地域文化の発展が期待される。

よってここに、本市における文化の振興に関する基本理念を明らかにしてその方針を示し、心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、文化の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もっていきいきと心豊かに暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、文化が市民共通の財産として尊重され、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、日田市の特色ある歴史や風土が反映されるよう努め

なければならない。

3 文化の振興に当たっては、市民が主体的に文化活動に参画できるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化活動を行う者の自主性及び自由な発想が尊重されるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は創造することができる環境の整備が図られなければならない。

6 文化の振興に当たっては、情報の発信及び収集に努め、地域間及び国際的な交流の推進が図られなければならない。

7 文化の振興に当たっては、市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

（市の役割）

第3条 市は、前条に規定する理念にのっとり、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、市が行う施策に本市の文化を活用するよう努めるものとする。

3 市は、地域の人材や情報を活かし、市民、文化団体、事業所等との連携を図るものとする。

（市民及び文化団体等の役割）

第4条 市民及び文化団体等（以下「市民等」という。）は、一人ひとりが文化の担い手として、自主的に文化活動を展開するものとする。

2 市民等は、その活力と創意を活かし、互いを尊重しあい文化活動を展開するものとする。

（事業所等の役割）

第5条 市内の事業所及びそれらで構成される団体等は、地域社会の一員として、自らの活動により、文化の振興が図られるよう努めるものとする。

（基本計画）

第6条 市は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- （1）文化の保存、継承及び発展に関する事項
- （2）人材の育成及び確保に関する事項
- （3）文化活動及び鑑賞のための機会の充実にに関する事項

(4) 情報の発信及び収集並びに文化交流に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する事項

2 市は、基本計画の策定に当たっては、第8条に規定する日田市民文化振興会議の意見を聴かなければならない。

3 市は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本計画に基づき、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 芸術文化及びメディア芸術の振興に関すること。

(2) 地域特有の伝統芸能及び伝統技術並びに文化財（有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいう。）等の保存、継承及び活用に関すること。

(3) 生活文化及び地域の景観の保存、継承及び活用に関すること。

(4) 文化活動を担う人材及び団体の育成に関すること。

(5) 青少年の豊かな人間性を育むため、文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出に関すること。

(6) 市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供に関すること。

(7) 高齢者、障害者等が文化活動を活発に行うことができる環境の整備に関すること。

(8) 地域文化活動における情報の発信及び収集に関すること。

(9) 多様な文化交流に関すること。

(日田市民文化振興会議の設置)

第8条 市における文化の振興を図るため、教育委員会の附属機関として日田市民文化振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(平28条例9・一部改正)

(振興会議の所掌事項)

第9条 振興会議は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 文化振興施策及び事務事業の成果に関する事項

(3) その他文化振興施策に関連する重要事項

2 振興会議は、前項に定める事項のほか、第7条に規定する基本的施策に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(平28条例9・一部改正)

(振興会議の組織等)

第10条 振興会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる市民及び文化の振興に識見のある者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 文化施策に精通した者

(3) 文化活動を行う者

(4) 青少年の育成に携わる者

(5) 社会福祉活動に携わる者

(6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織等について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平28条例9・一部改正)

(振興会議の庶務)

第11条 振興会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(平20条例1・平24条例5・平28条例9・一部改正)

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平28条例9・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年

条例第167号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年3月13日条例第1号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第5号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第9号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（日田市文化振興条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の日田市文化振興条例第10条第2項の規定により、市長から委嘱され、又は任命された日田市民文化振興会議（以下この項において「振興会議」という。）の委員である者は、その任期中に限り、前項の規定による改正後の日田市文化振興条例第10条第2項の規定により、教育委員会から振興会議の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。

## ○日田市民文化振興会議規則

平成28年3月25日

教委規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、日田市文化振興条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）第10条第4項の規定により、日田市民文化振興会議（以下「振興会議」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 振興会議に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、振興会議を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 振興会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、振興会議の会議の議長となる。

3 振興会議の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

（専門部会）

第4条 委員長は、条例第9条に規定する所掌事項において、専門的な事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する。

（関係者等の意見の聴取）

第5条 委員長は、必要に応じて会議又は専門部会に、専門の知識を有する者又は関係者の出席を要請し、意見を聴取し、若しくは助言を求めることができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、振興会議の組織等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の日田市文化振興会議規則（平成18年規則第10号）第2条第2項の規定により選任された委員長及び副委員長は、その任期中に限り、この条例の相当規定により選任されたものとみなす。

## 日田市民文化振興会議委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名称・役職等	備考
大神 信證	日田市文化財保護審議会 日田市所蔵美術品等保存委員会	委員長
宇野 公是	日田市民文化振興基金実行委員会	副委員長
中島 章二	日田市議会	
崎尾 亮介	日田市議会	
木下 弘一郎	日田市町並み保存審議会	
岩里 諫夫	日田市文化連絡会	
信岡 潤史	日田市連合育友会	
笠原 浩	日田市公民館運営事業団	
永瀬 俊夫	日田市社会福祉協議会	
新川 ヤス子	日田市社会福祉協議会	
河津 奈津子	日田市観光協会	

第2次日田市文化振興基本計画（第3期計画）

令和6年3月

発行・編集 日田市教育委員会 社会教育課

〒877-0003

大分県日田市上城内町 2 番 6 号

[TEL] 0973-22-6868

[E-mail] [skkyoiku@city.hita.lg.jp](mailto:skkyoiku@city.hita.lg.jp)